

平成 28 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 GMO TECH 株 式 会 社  
 代 表 者 代表取締役社長 CEO 鈴 木 明 人  
 (コード番号 6026 東証マザーズ)  
 問い合わせ先 取 締 役 C F O 染 谷 康 弘  
 T E L 03-5489-6370

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 15 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 19 日開催予定の第 10 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条(条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第6条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会                      (2) 監査役                      (3) 監査役会                      (4) 会計監査人</p> <p>第7条～第19条(条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条(現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第6条 当社は、<u>監査等委員会設置会社として</u>、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会                      (2) <u>監査等委員会</u>                      (3) 会計監査人</p> <p>第7条～第19条(現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>7名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、3名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を</p>

<p>もって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条～第24条(条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条～第27条(条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は取締役(当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条(条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ</p>	<p>もって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条～第24条(現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に<del>対し</del>、会の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条～第27条(現行通り)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は取締役(当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条(現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<del>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</del>定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
---	--

<p><u>とができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)  <u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)  <u>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)  <u>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)  <u>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)  <u>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)  <u>第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)  <u>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)  <u>第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>  <u>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第43条～第44条(条文省略)          (会計監査人の報酬等)  <u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>          第46条～第50条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第37条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)  <u>第38条 監査等委員会の決議は、監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)  <u>第39条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)  <u>第40条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第43条～第44条(現行通り)          (会計監査人の報酬等)  <u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>          第46条～第50条(現行通り)</p> <p>附則  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>1 当社は、2015年12月期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	---

	<p>2 2015年12月期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第51条第2項の定めるところによる。</p>
--	--

以上